明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○統計法施行令の一部を改正する政令（三二四）　二
○道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三二五）
○航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二六）　三
〔告　示〕
○除籍が滅失した件（法務二四八）　四
○日本国に帰化を許可する件（同二四九）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三九六）
○保安林の指定をする件（農林水産二〇八六～二〇九二）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一五〇四、一五〇五）
○道路に関する件（四国地方整備局九五、九六）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
労働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示四・五、福岡同五・六）
〔公　告〕　九
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第三二四号）（総務省）

1　別表第一の一の項に規定する全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三二五号）（国土交通省）

一　道路法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が地方公共団体に代わって限度超過車両の通行許可に係る審査事務を行う場合の指定登録確認機関への委託等に関する道路法の規定の適用について、技術的読替えを定めることとした。（第一条の七第四項、第六項及び第八項関係）

2　国土交通大臣の権限のうち、指定登録確認機関の指定及び監督等に係る権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任しないこととした。（第四一条第二項関係）

二　道路整備特別措置法施行令の一部改正関係

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、地方道路公社又は有料道路管理者が道路管理者に代わって限度超過車両の通行許可に係る審査事務を行う場合の指定登録確認機関への委託等に関する道路法の規定の適用について、技術的読替えを定めることとした。（第一五条及び第一六条関係）

三　高速自動車国道法施行令の一部改正関係

高速自動車国道法第二五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第一二条関係）

四　施行期日

この政令は、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。

◇航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二六号）（国土交通省）

航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六五号）の施行期日は令和四年三月一〇日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年一二月一〇日とすることとした。